

## ◆障害学生の修学支援◆

## 第七回 軽度発達障害学生への支援

筑波技術大学助教授 石田久之

仕事柄多くの大学でお話を聞かせてもらっておりますが、最近よく話題に上るのが、軽度発達障害についてです。四番目の研究領域として身体障害学生以外への支援を挙げましたが、本号では特に軽度発達障害学生への対応について、考えてみます。

とは、言いましても、この領域は極めて専門性が高いので、私になまじな文を書くより、専門の先生にお話を伺ったほうが良いと思います。そこで、独立行政法人国立特殊教育総合研究所教育支援研究部主任研究官の佐藤克敏先生にいろいろと教えて頂きました。私の質問にお答え頂くという形で進めていきます。

## 軽度発達障害とは

石田・・軽度発達障害とはどういうものなのか、定義のようなものがあれば、そこから教えて頂きたいのですが。

佐藤・・よく軽度発達障害で挙げられるのは、学習障害（L

D）と注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症とかアスペルガー障害という三種の障害です。医学的な定義と文部科学省が出している定義と二種類あって、同じような形では出ているのですが、特にLDに関しては、文科省のほうが少し広い感じにはなっているかなと思います。文科省の定義として、LDについては、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論するのいずれか、もしくは複数の、特定のものの習得と使用に落ち込みが見られるとされており、それが環境の要因や他の障害の要因ではないということ、知的な水準には遅れないということが定義の中に含まれています。

ADHDの場合は、よく三つの特徴として言われるのですが、不注意・衝動性・多動性が問題になってきます。それが生育歴との関係では七歳以前に現れるということです。

高機能自閉症は、基本的には知的な遅れがない自閉症ということが出来ます。自閉症の場合は、コミュニケーションに独特な特徴があるということと、社会性に問題があるということと、もう一つはこだわりといえますか、固執性だったり、同一性の保持といわれる特徴があるということ、三歳くらいまでに現れるとされています。

一般に軽度発達障害という時は、LD、ADHD、高機能自閉症を指すことが比較的多いように思います。

## 発達障害者支援法

石田・・高等教育段階での研究を始めたきっかけ、また、その軽度発達障害が高等教育で問題となりつつある背景についてお伺いしたいのですが、それはどのような理由からでしょうか。

佐藤・・大学での支援を取り上げようという話になった背景は、一〇年くらい前ででしょうか、学習障害や比較的軽度の知的障害児について、境界レベルを含めての話ですが、幼少期から成人まで含めた支援の在り方を、三年ごとくらいの間隔をもって、研究していきましようという計画がありました。

それで、幼児期、初等教育、前期中等教育、後期中等教育と三年ずつ順に研究が進んでいきました。後期中等教育にしても、取組がそんなにしっかりとできていない訳ではないのですが、いくつが取組のある学校での事例集めをしながら研究を進めました。その後で、更に上をどうしようかということを検討し、大学を取り上げて研究を始めたのが最初の経緯になります。

海外の大学では、LDの学生の割合が多いということも聞いていました。ただ、日本としてはどんな感じなのかというところから研究としてはスタートしました。

軽度発達障害が高等教育で問題となりつつある背景ですが、発達障害者支援法が施行されたことが一つの大きな要因にはなるのではないかと思います。第八条の二の中では、大学・高等専門学校も、その中に明記されていますので、拘束力のない理念的な法律ではありますが、法律の中に明記されたというのは大きな意味を持っていると思います。

石田・・こういう形で明記されたものはないですね。

佐藤・・ないですね。もう一つ、これは大学ということではなくて話を聞くことなのですが、軽度の発達障害の関係の書籍が、ここ何年間か多く出版されていて、その種の書籍を読んだ方が、今までのうまくなかったこととか、すごく辛い思いをしてきたことなどの背景に発達障害があるのではないかと考え、医者に行つて診断してもらおうと思うことも少なからずあるようです。

## 実態調査

石田・・今年の五月に、大学における軽度発達障害学生の実態調査をされましたが、その結果の概要をお話し頂きたいのですが。

佐藤・・今、ちょうど集計を行っているというのが実際のなのですが、だいたい大枠でチェックした感じだと、送付したのは一二七二の大学ですが、六・七割くらいの回答率で

す。大学と短大というような重なりをまだ修正してないので何とも言えないのですが、六二％くらいだと思います。発達障害のある学生の相談が過去五年間であったかどうかを見ていくと、だいたい二二〇校です。そうすると、回答があった大学の二七％程度、二五〜三〇％くらいの大学で過去五年間の中で、発達障害が疑われる学生を含めた相談を行ったという回答が得られたことになります。

石田..身体障害学生の場合、自分の障害についての相談よりも、支援をどうして欲しいというような相談や依頼が多いと思うのですが、軽度発達障害の学生の場合はいむしろ、支援というよりも、本当に自分はそうなんですかというような、本当の意味での相談が多いんですか。

佐藤..まぢまぢのような気がします。大学に来た段階で、実は自分にはそういう障害があると親からも聞いているし、診断を持っているし、自分も納得して分っているという方の場合は、入学した後に学生課に「こういう診断があつて」と診断書を持って行って、少し助けてもらいたいということや言いに行った、と聞いたことがあります。親御さんがそういう風に大学のほうに相談をしたという話も聞いたことがあります。

それ以外の部分でいくと、学生相談室に、友達関係での悩みであったり、友達ができないというような心理面の悩

みから相談に行ったところ、相談担当者が、どうもそれだけじゃなさそうだな、もしかすると発達障害があるのではと感じる学生もいるという話を聞きます。

それ以外ですと、これはどれくらいの割合なのかというのは、今回の調査の分析を進めてからでないとはつきりと分らないのですが、本人ではなくて担当している先生や周りの友達から、学生や友人のことで困っているんだけれども、ということから相談が始まることもあるみたいです。

#### 具体例

石田..それでは具体的に、どのようなことで大学が相談を受けたかというお話をお聞きしたいのですが、どんな事例がありましたか。

佐藤..もう少しこの辺の事例としては集めていかないと、全体像というか、同じような形が上がってくるのか、もつと違った形の対応も含めて上がってくるのか、何とも言えないという気はしています。

大学の中の相談先としては学生相談室が多いと感じています。さっきも言いましたけれど、中には、入学後に学生課に対応の願いをしに行くような事例もあります。

その学生の場合は、学生課に診断書を持って相談に行つて、学生課から学科の先生に連絡をしてもらって、授業の

るのでしょね。

佐藤..そうですね。はつきりと言えない部分もありますが、発達障害者支援法がどんな風になっていくかということが一つあると思います。何年か後には改定されるという話も聞きます。また、何年か前から障害者差別禁止法というのが、ある政党や弁護士の中で話題にはなっているようです。

海外にあるような障害者差別禁止法的な意味合いのものができてくると、障害のある学生に対して教育の中で対応しなければいけない事項が明確にされてくる可能性があります。そうなってくると、その中には発達障害も含まれてきますので、そのための対応を、システムを含めて作る必要がでてくるという気がするんですね。法律で支援をする義務があると明確に打ち出されると、マニュアルじゃないですけど、どこに連絡して、どういうような対応をするということが、大学のシステムの中に明確に位置づけられてくる気がします。

佐藤先生にお伺いしました。支援方法などは手探り状態であり、対応に苦慮しているというのが実情のようです。

なお、お聞きした全ての内容は、日本学生支援機構障害学生就学支援HP ([http://www.jasso.go.jp/fokubetsu\\_shien/index.html](http://www.jasso.go.jp/fokubetsu_shien/index.html)) でご覧になれます。

時などにちよつとした配慮をしていこうということになったみたいですね。大学側も、どんな風に支援していけば良いのか、どんなことをやれば良いのかはよく分らないところがあつて、本人にどうしてほしいか尋ねたそうです。その学生と保護者は、「あからさまに支援をされるよりはさり気なく、ちよつと分らなそうにしていたら声をかけてもらえると助かります」ということをお願いしたようです。石田..理解啓発のためには、どんなことをやっているんですか。

佐藤..実際に大学でやっていることは、なかなかまだ情報として集められていないのですが、学生向けというより教職員に関して、そういう学生から学生相談室に相談があつた時に、相談室の方が担当の教員の先生と「こういう特徴がある学生さんなので、ちよつと気をつけてもらえないか」と話し合いをしたり、情報を伝えたり、また、発達障害に関する文献を渡したり、という話を聞いたことはあります。

#### 今後は

石田..最後になりますが、今後、各大学でたぶん増えていくのでは、あるいは、人数が明らかになっていくのではないかと思うのですが、この辺は大学としてもそれなりの対応の体制をとっていかなければならない、ということにな